

実務 よろず 相談室

企業の経理・税務・庶務・労務担当者が
職場で直面する様々な疑問・悩みについて、
実務家・専門家が答えます。

派遣社員を正社員として迎え入れたいが、
派遣会社の承諾は必要か

先日から派遣社員に一年契約できてもうつっているのですが、優秀でぜひ正社員として雇用したいと社長が言っています。本人の意思確認のほか、現在の派遣契約期間満了後であれば、派遣会社の承諾は不要でしょうか。

回答者
弁護士 瓦林 道広

派遣契約のなかには、通常、期間中の引抜き禁止についての条項などが入っていると思います。そうした条項がなくとも、期間中の引き抜きについては派遣会社（派遣元）の承諾がないと損害賠償の対象となる可能性があります。

また、紹介予定派遣に切り替えることについての条項が入っていないことがあります。その場合は人材紹介という形になり、手数料が発生します。

いずれにせよ、派遣契約期間中であれば、派遣会社に話を通しておくべきだということになります。

一方で派遣契約の満了後については、そうした制約はありません。

派遣法による 派遣元に対する制限

派遣法33条には、次のように定められています。

退職金を分割支給したいが 問題はあるか

勤続30年のベテラン社員が退職することになりますが、資金繰りの関係で、規定どおりの退職金を一括支給することを避けたい状況です。そこで数回に分けて支給できないかと考えていますが、問題ないでしょうか。

労働基準法89条（以下「労基法」といいます）では、「退職手当の定めをする場合においては、適用

項目」を決めておくことと、とされています。
企業でルール化されているのであれば、就業規則等に記載していく必要があります。

ルール整備がポイント

退職金も就業規則等で定めがあれば、「賃金」になりますから、労基法により、その支払時期について特定しておくことが求められます。

一方で、厚生労働省の通達により「退職手当は、通常の賃金と異なりあらかじめ就業規則等で定められた支払時期に支払えば足りる」ともされています（昭26・12・27基収5483号、昭63・3・14基発150号）。

分割支給ができるかどうか、とくに質問ですが、前記のとおり就業規則等に分割支給の定めがあればもちろん可能です。

ただし、単に分割することがある旨だけの記載では、支払時期の特定にはなりませんので、トラブルになる可能性は大きいといえます。分割回数や各支払時期の記載が必要でしょう。

採用試験で候補者に交通費を支給する場合の経理処理

従業員30名の雑貨企画・卸の経理課長です。社長の発案で、採用試験で最終選考に残った候補者に交通費を支給することになりました。この場合、採用費として支給することになります。

貴社では1,000円程度の定額支給か一定額までの実費支給、

という案が出ているとのことです
が、特に支給方法についての法的な制約はないので、自社の実情に

売り手市場が続き、各社積極的に採用活動を行なっており、採用競争が激化しています。

そんななか、採用試験を受ける学生に交通費を支給するというのはたしかにひとつの施策です。

貴社では1,000円程度の定額支給か一定額までの実費支給、

多額にのぼるなり 【採用費】

採用活動関連費用が多額にのぼる大企業の場合は、交通費のみな

損金にするためには 証拠を残す

なお、実際に候補者に交通費を支給する際には、経費（損金）と支給するための根拠として、支給した候補者の名前と受領印のある領収書を受け取っておきましょう。



すずき ひろまさ 鈴木宏昌税理士事務所代

表。大手会計事務所を経て独立。顧問先企業の税務相談に対応するほか、経理業務におけるクラウドサービスなど、IT技術活用にも

詳しい。

項目」を決めておくことと、とされています。

企業でルール化されているのであれば、就業規則等に記載していく必要があります。

ルール整備がポイント

退職金も就業規則等で定めがあれば、「賃金」になりますから、労基法により、その支払時期について特定しておくことが求められます。

一方で、厚生労働省の通達により「退職手当は、通常の賃金と異なりあらかじめ就業規則等で定められた支払時期に支払えば足りる」ともされています（昭26・12・27基収5483号、昭63・3・14基発150号）。

分割支給ができるかどうか、とくに質問ですが、前記のとおり就業規則等に分割支給の定めがあればもちろん可能です。

ただし、単に分割することがある旨だけの記載では、支払時期の特定にはなりませんので、トラブルになる可能性は大きいといえます。分割回数や各支払時期の記載が必要でしょう。

採用試験で候補者に交通費を支給する場合の経理処理

従業員30名の雑貨企画・卸の経理課長です。社長の発案で、採用試験で最終選考に残った候補者に交通費を支給することになりました。この場合、採用費として支給することになります。

貴社では1,000円程度の定額支給か一定額までの実費支給、

という案が出ているとのことです
が、特に支給方法についての法的な制約はないので、自社の実情に

損金にするためには 証拠を残す

なお、実際に候補者に交通費を支給する際には、経費（損金）と支給するための根拠として、支給した候補者の名前と受領印のある領収書を受け取っておきましょう。



すずき ひろまさ 鈴木宏昌税理士事務所代

表。大手会計事務所を経て独立。顧問先企業の税務相談に対応するほか、経理業務におけるクラウドサービスなど、IT技術活用にも

詳しい。

項目」を決めておくことと、とされています。

企業でルール化されているのであれば、就業規則等に記載していく必要があります。

ルール整備がポイント

退職金も就業規則等で定めがあれば、「賃金」になりますから、労基法により、その支払時期について特定しておくことが求められます。

一方で、厚生労働省の通達により「退職手当は、通常の賃金と異なりあらかじめ就業規則等で定められた支払時期に支払えば足りる」ともされています（昭26・12・27基収5483号、昭63・3・14基発150号）。

分割支給ができるかどうか、とくに質問ですが、前記のとおり就業規則等に分割支給の定めがあればもちろん可能です。

ただし、単に分割することがある旨だけの記載では、支払時期の特定にはなりませんので、トラブルになる可能性は大きいといえます。分割回数や各支払時期の記載が必要でしょう。

採用試験で候補者に交通費を支給する場合の経理処理

従業員30名の雑貨企画・卸の経理課長です。社長の発案で、採用試験で最終選考に残った候補者に交通費を支給することになりました。この場合、採用費として支給することになります。

貴社では1,000円程度の定額支給か一定額までの実費支給、

という案が出ているとのことです
が、特に支給方法についての法的な制約はないので、自社の実情に

損金にするためには 証拠を残す

なお、実際に候補者に交通費を支給する際には、経費（損金）と支給するための根拠として、支給した候補者の名前と受領印のある領収書を受け取っておきましょう。



すずき ひろまさ 鈴木宏昌税理士事務所代

表。大手会計事務所を経て独立。顧問先企業の税務相談に対応するほか、経理業務におけるクラウドサービスなど、IT技術活用にも

詳しい。

項目」を決めておくことと、とされています。

企業でルール化されているのであれば、就業規則等に記載していく必要があります。

ルール整備がポイント

退職金も就業規則等で定めがあれば、「賃金」になりますから、労基法により、その支払時期について特定しておくことが求められます。

一方で、厚生労働省の通達により「退職手当は、通常の賃金と異なりあらかじめ就業規則等で定められた支払時期に支払えば足りる」ともされています（昭26・12・27基収5483号、昭63・3・14基発150号）。

分割支給ができるかどうか、とくに質問ですが、前記のとおり就業規則等に分割支給の定めがあればもちろん可能です。

ただし、単に分割することがある旨だけの記載では、支払時期の特定にはなりませんので、トラブルになる可能性は大きいといえます。分割回数や各支払時期の記載が必要でしょう。

採用試験で候補者に交通費を支給する場合の経理処理

従業員30名の雑貨企画・卸の経理課長です。社長の発案で、採用試験で最終選考に残った候補者に交通費を支給することになりました。この場合、採用費として支給することになります。

貴社では1,000円程度の定額支給か一定額までの実費支給、

という案が出ているとのことです
が、特に支給方法についての法的な制約はないので、自社の実情に

損金にするためには 証拠を残す

なお、実際に候補者に交通費を支給する際には、経費（損金）と支給するための根拠として、支給した候補者の名前と受領印のある領収書を受け取っておきましょう。



すずき ひろまさ 鈴木宏昌税理士事務所代

表。大手会計事務所を経て独立。顧問先企業の税務相談に対応するほか、経理業務におけるクラウドサービスなど、IT技術活用にも

詳しい。

項目」を決めておくことと、とされています。

企業でルール化されているのであれば、就業規則等に記載していく必要があります。

ルール整備がポイント

退職金も就業規則等で定めがあれば、「賃金」になりますから、労基法により、その支払時期について特定しておくことが求められます。

一方で、厚生労働省の通達により「退職手当は、通常の賃金と異なりあらかじめ就業規則等で定められた支払時期に支払えば足りる」ともされています（昭26・12・27基収5483号、昭63・3・14基発150号）。

分割支給ができるかどうか、とくに質問ですが、前記のとおり就業規則等に分割支給の定めがあればもちろん可能です。

ただし、単に分割することがある旨だけの記載では、支払時期の特定にはなりませんので、トラブルになる可能性は大きいといえます。分割回数や各支払時期の記載が必要でしょう。

採用試験で候補者に交通費を支給する場合の経理処理

従業員30名の雑貨企画・卸の経理課長です。社長の発案で、採用試験で最終選考に残った候補者に交通費を支給することになりました。この場合、採用費として支給することになります。

貴社では1,000円程度の定額支給か一定額までの実費支給、

という案が出ているとのことです
が、特に支給方法についての法的な制約はないので、自社の実情に

損金にするためには 証拠を残す

なお、実際に候補者に交通費を支給する際には、経費（損金）と支給するための根拠として、支給した候補者の名前と受領印のある領収書を受け取っておきましょう。



すずき ひろまさ 鈴木宏昌税理士事務所代

表。大手会計事務所を経て独立。顧問先企業の税務相談に対応するほか、経理業務におけるクラウドサービスなど、IT技術活用にも

詳しい。

項目」を決めておくことと、とされています。

企業でルール化されているのであれば、就業規則等に記載していく必要があります。

ルール整備がポイント

退職金も就業規則等で定めがあれば、「賃金」になりますから、労基法により、その支払時期について特定しておくことが求められます。

一方で、厚生労働省の通達により「退職手当は、通常の賃金と異なりあらかじめ就業規則等で定められた支払時期に支払えば足りる」ともされています（昭26・12・27基収5483号、昭63・3・14基発150号）。

分割支給ができるかどうか、とくに質問ですが、前記のとおり就業規則等に分割支給の定めがあればもちろん可能です。

ただし、単に分割することがある旨だけの記載では、支払時期の特定にはなりませんので、トラブルになる可能性は大きいといえます。分割回数や各支払時期の記載が必要でしょう。

採用試験で候補者に交通費を支給する場合の経理処理

従業員30名の雑貨企画・卸の経理課長です。社長の発案で、採用試験で最終選考に残った候補者に交通費を支給することになりました。この場合、採用費として支給することになります。

貴社では1,000円程度の定額支給か一定額までの実費支給、

という案が出ているとのことです
が、特に支給方法についての法的な制約はないので、自社の実情に

損金にするためには 証拠を残す

なお、実際に候補者に交通費を支給する際には、経費（損金）と支給するための根拠として、支給した候補者の名前と受領印のある領収書を受け取っておきましょう。



すずき ひろまさ 鈴木宏昌税理士事務所代

表。大手会計事務所を経て独立。顧問先企業の税務相談に対応するほか、経理業務におけるクラウドサービスなど、IT技術活用にも

詳しい。

項目」を決めておくことと、とされています。